

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会の設置について

1 設置の趣旨

(仮称)地球温暖化対策条例の策定及び川崎市地球温暖化対策地域推進計画の改定に当たって、専門的かつ広い見地に立った調査審議を行うために、環境審議会の中に、温暖化対策部会を設置する。

2 川崎市環境審議会温暖化対策部会のメンバーについて

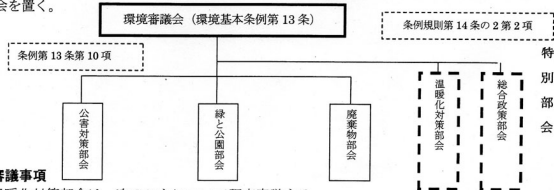
温暖化対策部会のメンバーについては次のとおりとする。

	氏 名	所 属 等	専門分野等	備考
1	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市工学	緑と公園部会
2	三邊 夏雄	横浜国立大学大学院教授	行政法学	緑と公園部会
3	菅井 茂勝	川崎商工会議所議員	市民代表	公害対策部会
4	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	公害対策部会
5	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	廃棄物部会
6	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物工学	廃棄物部会
7	飯田哲也	NPO 法人環境エネルギー政策研究所	環境エネルギー政策	臨時委員
8	岩本 孝子	新エネルギー推進協議会	市民代表	臨時委員
9	佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究員教授	都市環境工学、都市防災、都市エネルギー、地理情報システム	臨時委員
10	瀧田 浩	川崎温暖化対策会議運営委員会委員長	市民代表	臨時委員
11	寺尾 巖	かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会長	市民代表	臨時委員
12	原 敏	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	臨時委員
13	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	臨時委員

(参考) 川崎市環境審議会温暖化対策部会の設置について

1 温暖化対策部会（特別部会）の位置づけ

環境審議会に、「2 審議事項」に掲げる所掌事項を調査審議するため、川崎市環境基本条例（以下「条例」という。）施行規則第14条の2第2項の規定に基づき、温暖化対策部会を置く。



2 審議事項

温暖化対策部会は、次のことについて調査審議する。

- (1) (仮称)地球温暖化対策条例の策定の考え方について
- (2) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画の改定の考え方について
- (3) その他温暖化対策に関する重要事項

3 部会委員

部会に属すべき委員は、会長が指名する。